

寒河江市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月3日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市条例第25号

寒河江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒河江市国民健康保険条例（昭和34年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「児童福祉法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に、「民法」を「民法（明治29年法律第89号）」に改め、同条第2号中「老人福祉法」を「老人福祉法（昭和38年法律第133号）」に改める。

第5条中「国民健康保険法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」に、「、別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注9」を「又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注11」に改める。

第12条中「第9項の規定により」を「第5項の規定による」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び第5条の改正規定（「国民健康保険法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。